

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当に係る勤務期間） 第12条 略 2 略 （1）～（9） 略 <u>（10） 勤務時間等条例第16条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u> <u>（11）・（12） 略</u> （勤勉手当の成績率） 第14条 条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>次の各号に掲げる職員の区分</u>に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、<u>第1号ア及びイ</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 <u>（1） 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u> <u>ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の125以上100分の315以下</u> <u>イ 勤務成績が優秀な職員 100分の113.5以上100分の125未満</u> <u>ウ 勤務成績が良好な職員 100分の102</u> <u>エ 勤務成績が良好でない職員 100分の93.5以下</u>	（勤勉手当に係る勤務期間） 第12条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 （1）～（9） 略 <u>（10）・（11） 略</u> （勤勉手当の成績率） 第14条 条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、<u>当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するか</u>に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、<u>第1号及び第2号</u>に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 <u>（1） 勤務成績が特に優秀な職員 100分の127.5以上100分の215以下</u>

(2) <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第1項に規定する特定任期付職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u> <u>ア 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5以上100分の262.5以下</u> <u>イ 勤務成績が良好な職員 100分の77.5</u> <u>ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の71以下</u> 2 前項の場合において、職員の成績率を<u>同項第1号エ又は第2号ウ</u>に該当するものとして定めるときには、当分の間、教育委員会が人事委員会に協議して定めるところによるものとする。 第15条 略 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の50</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の50未満</u> 2 略	(2) <u>勤務成績が優秀な職員 100分の116以上100分の127.5未満</u> <u>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の104.5</u> <u>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の96以下</u> 2 前項の場合において、職員の成績率を<u>同項第4号</u>に該当するものとして定めるときには、当分の間、教育委員会が人事委員会に協議して定めるところによるものとする。 第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。 (1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.25超</u> (2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の51.25</u> (3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の51.25未満</u> 2 略
--	---

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。